

平成24年9月18日開会

平成24年9月19日閉会

平成24年

第3回定例会会議録

(第2日目)

小豆島町議会

平成24年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

平成24年9月19日（水）午前9時30分開議

- 第1 報告第4号 平成23年度決算における小豆島町健全化判断比率について
(町長提出)
- 第2 報告第5号 平成23年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率に
ついて
(町長提出)
- 第3 報告第6号 平成23年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率に
ついて
(町長提出)
- 第4 報告第7号 平成23年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資
金不足比率について
(町長提出)
- 第5 報告第8号 平成23年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不
足比率について
(町長提出)
- 第6 議案第54号 平成23年度小豆島町歳入歳出決算認定について (町長提出)
- 第7 議案第55号 谷尻白浜線災害復旧工事(2工区)の変更契約について
(町長提出)
- 第8 議案第56号 小豆島町過疎地域自立促進計画(平成22年度～平成27年度)の
変更について
(町長提出)
- 第9 議案第57号 小豆島町消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例に
ついて
(町長提出)
- 第10 議案第58号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び
香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について (町長提出)
- 第11 議案第59号 香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
(町長提出)
- 第12 議案第60号 平成24年度小豆島町一般会計補正予算(第2号) (町長提出)
- 第13 議案第61号 平成24年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2
号)
(町長提出)
- 第14 議案第62号 平成24年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(町長提出)
- 第15 発議第2号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の
構築を求める意見書提出について
(議員提出)
- 第16 議員派遣の申し出について

- 第 17 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第 18 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)

開議 午前9時30分

○議長（秋長正幸君） おはようございます。本日は何かとご多忙のところ、昨日に引き続きご参集くださいましてありがとうございます。

本日の議事日程等につきましてはお手元に配付のとおりであります。皆様のご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午前9時31分）

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 報告第4号 平成23年度決算における小豆島町健全化判断比率について

日程第2 報告第5号 平成23年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率について

日程第3 報告第6号 平成23年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率について

日程第4 報告第7号 平成23年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について

日程第5 報告第8号 平成23年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率について

○議長（秋長正幸君） 日程第1、報告第4号平成23年度決算における小豆島町健全化判断比率についてから日程第5、報告第8号平成23年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率についてまでは相関する案件であり

ますので、あわせて報告を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 報告第4号平成23年度決算における小豆島町健全化判断比率についてのご説明を申し上げます。

報告第4号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、地方公共団体の財政の健全性をチェックするための4つの健全化判断比率について報告するものであります。

なお、報告第5号から第8号につきましては、本町の3つの公営企業会計と簡易水道事業特別会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものであります。

報告内容につきましては、担当課長から順次説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 日程第1、報告第4号平成23年度決算における小豆島町健全化判断比率について内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（久利佳秀君） 報告第4号平成23年度決算における小豆島町健全化判断比率についてご報告申し上げます。

上程議案集の2ページをお願いいたします。

まず、健全化判断比率4指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございます。普通会計におけます標準財政規模に占める実質赤字の比率を示す実質赤字比率につきましては、実質収支額が黒字となっており、財政健全化計画の基準値14.68%以上、財政再生計画の基準値20%以上には該当しておりませんので、バーとなっております。

次に、公営企業会計を含めた全会計の実質赤字額や資金不足額が標準財政規模

に対し、どの程度の比率を占めるかを見る連結実質赤字比率につきましても、実質収支額が黒字となっており、これも財政健全化計画の基準値 19.68%以上、財政再生計画の基準値 30%以上には該当しておりませんので、バーという表示になってございます。

次に、実質公債費比率であります。この指標は、総務省が平成 18 年度から導入した新しい財政指標で、自治体収入に対する借金返済額の比率を示すものであります。この特徴としまして、従来の起債許可制限比率には反映されていなかった一般会計から特別会計への公債費繰出金も含まれて、各自治体の財務実態をより正確に把握できるものとなっております。

平成 17 年度決算におきましては、ご承知のとおり、県下 4 市町が 18%を超え、本町におきましても 18.2%ということで、その中に入っていたわけですが、23 年度決算では 7.6%となっております、17 年度に比べ 10.6 ポイント、前年度に比べましても 1.9 ポイント改善されております。公債費負担適正化計画の平成 23 年度の目標数値が 11.6%を大幅に下回っております。

毎年度において改善が見られるわけですが、この要因につきましては、公債費償還の大きなピークを越えたこと、また中期財政計画や公債費負担適正化計画に基づき、新規発行額を抑制したこと、さらに過疎対策事業債や合併特例債など有利な地方債を活用した結果であると考えております。

次に、将来負担比率でございます。この指標は、地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対してどの程度の比率を占めているかを示すものでございます。平成 23 年度決算におきましては、分子となる将来負担額から充当可能財源を控除した値がマイナスとなったことから、バーの表示となっております。これは基金残高が増加したことに加え、後年度に交付税措置される地方債の残高が多いことが主な要因となっております。この指標に

については、財政健全化計画の基準値のみが定められておりまして、その基準値は350%以上となっており、基準値を大幅に下回っておるということになっております。

このように、平成 23 年度決算において、健全化判断比率につきましては、全てクリアできており、問題はございません。

なお、監査委員の意見につきましては、別冊の 23 ページから 24 ページに記載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。以上、簡単ではございますが、平成 23 年度決算における小豆島町健全化判断比率についての報告を終わらせていただきます。

---

○議長（秋長正幸君） 日程第 2、報告第 5 号平成 23 年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 報告第 5 号平成 23 年度水道事業会計決算における資金不足比率についてご説明いたします。

お手元の議案の 4 ページをおあけください。

1 の流動負債 595 万円については、水道事業会計の決算書の 12 ページ、上から 12 行目の流動負債の合計の数字でございます。内訳は、2 の未払金 536 万 9,983 円から(4)の預かり金の 50 万円までの合計を丸めた数字でございます。

議案に戻りまして、(3)の流動資産 14 億 5,884 万 3 千円、この額につきましては水道事業会計決算書 11 ページの流動資産の額であります。内訳は、(1)の現金預金 14 億 272 万 8,768 円から(4)のその他流動資産までの合計でございます。

議案に戻っていただき、(8)の 14 億 5,289 万 3 千円は、流動資産から流動負債

を差し引いた資金剰余額であります。(10)の額4億7,255万6千円は、決算書の営業収益の額から受託工事収益などを差し引いた額で、内訳は(1)の給水収益の4億6,929万6千円と(3)のその他営業収益のうち、一般会計からの繰入金183万4千円、簡水事務費の50万円、広域からの公園管理負担金50万円、材料売却収益5千円と手数料の42万1千円の合計であります。

議案に戻りまして、最後の欄の標準財政規模費の26.3は、(8)の資金剰余額の町の標準財政規模55億2,316万円に対する割合であります。

以上のように、水道事業会計では資金剰余額があり、資金不足比率は発生はしておりません。以上、簡単ですが説明を終わります。

---

○議長（秋長正幸君） 日程第3、報告第6号平成23年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。内海病院事務長。

○内海病院事務長（岡本達志君） 報告第6号平成23年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率についてご説明いたします。

資料の5ページ、6ページをお願いいたします。

小豆島町病院事業会計におきましては、6ページにありますように、流動負債の額1億6,378万円から流動資産の額6億6,141万9千円を控除しました額がマイナスとなっております。流動資産のほうが多いということになっておりますので、資金不足額は生じておりません。そのため、資金不足比率については該当ありません。以上、簡単ですが、小豆島町病院事業会計における資金不足比率についての説明を終わります。



○議長（秋長正幸君） 日程第4、報告第7号平成23年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。介護老人保健施設事務長。

○介護サービス課長兼老健事務長（岡 秀安君） 報告第7号平成23年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率についてご説明をいたします。

1ページめくっていただき、8ページの公営企業会計に係る資金不足比率等をお願いいたします。

(1)の流動負債1,073万8千円、これは貸借対照表の流動負債の合計でございます。続いて、3の流動資産2億7,885万2千円、これも貸借対照表の流動資産の合計でございます。続いて、8の2億6,811万4千円、この数字は流動資産から流動負債を引いた額で、資本剰余金でございます。10の3億215万9千円、これは施設運営事業収益でございます。以上のことから、資金不足額は発生しないということでございます。

最後の欄の標準財政規模費4.9%、これは8の2億6,811万4千円が小豆島町の標準財政規模に占める割合です。老健うちのみは、現在資金剰余金がありますので、当面急に資金不足に陥ることはないと考えております。以上、まことに簡単ではございますが、報告第7号の説明を終わらせていただきます。

---

○議長（秋長正幸君） 日程第5、報告第8号平成23年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 報告第8号平成23年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率についてご説明いたします。

お手元の議案の10ページをお開きください。

簡易水道特別会計は、一般会計と同様に現金主義会計で、企業会計制度を適用しておりません。この場合については、歳入から歳出を控除した決算の剰余額から支払い繰り延べ、事業繰越額を控除し、建設改良費以外に充当させた起債残高を加えたものをもって、法非適用の公営企業会計の資金不足額としております。

平成23年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算書では、歳入総額8,004万1千円の内訳は、1款の使用料及び手数料から8款の町債までの合計でございます。歳出総額5,482万3千円は1款の総務費から4款の予備費までの合計であります。歳入総額から歳出総額を差し引き、2,521万8千円の黒字です。簡易水道事業においては、支払い繰り延べ、事業繰り越しはなく、また建設改良費以外に充当させた起債もありませんので、黒字額2,521万8千円が資金剰余となるため、資金不足比率は発生しておりません。以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（秋長正幸君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第54号 平成23年度小豆島町歳入歳出決算認定について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第6、議案第54号平成23年度小豆島町歳入歳出決算認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第54号平成23年度小豆島町歳入歳出決算認定について提案理由のご説明を申し上げます。

平成 23 年度小豆島町一般会計及び国保会計など 7 つの特別会計並びに水道、病院、介護老人保健施設の 3 つの事業会計の歳入歳出決算が調製されましたので、地方自治法及び公営企業法の規定に基づき議会の認定を求めるものでございます。

決算の概要につきましては、それぞれの担当部長及び課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 企画振興部長。

○企画振興部長（松本 篤君） 説明の前に、議案の訂正をお願いいたしたいと思います。

議案書の 11 ページのほうをお開きいただけたらと思います。

この中で、4 番の 23 年度小豆島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算というのは削除願えたらと思います。これは既に廃止しておりますので、申しわけございませんが、この 4 番の会計名称を削除願えたらと思います。よろしく願いいたします。

それでは、歳入歳出決算の総括につきまして概要説明を申し上げます。

歳入歳出の詳細な内容につきましては、例年決算特別委員会が設置されまして、それぞれ関係課から説明があろうと思いますので、私からは決算の概要につきまして、施策の成果に関する説明書の財政編によりご説明を申し上げたいと思います。施策の成果に関する説明書の財政編をお手元にご用意願えたらと思います。よろしいでしょうか。

それでは、説明書のほうの 2 ページのほうをお開き願えたらと思います。

一般会計の決算の状況でございますが、他団体との比較や性質別経費の分析が可能な決算統計の数値をもとに説明させていただきますので、一部決算書との乖離がございますことを先にお断りを申し上げます。

まず、23年度の決算額は歳入総額が87億9,449万3千円、歳出総額（b）が78億8,226万円となっております。また、（c）広域連合に派遣している人件費と広域連合からの人件費負担金490万8千円、及び（d）の広域連合から受託して実施する健康診査費用と事業負担金768万円を歳入歳出から控除し、普通会計の歳入総額（e）が87億8,190万5千円、歳出総額（f）が78億6,967万2千円となっております。

次に、形式収支（g）でございますが、9億1,223万3千円で、これから繰越明許した事業の財源4,847万円と事業繰り越しとなった財源（j）48万8千円を差し引きまして、決算統計における実質収支（k）が8億6,327万5千円の黒字となっております。なお、事業繰り越しの繰越財源とは、ページの一番下に記載しておりますとおりでございます。前年度に比べますと、歳入が3億9,043万1千円、率にして4.3%の減、歳出が3億6,812万5千円、率にして4.5%の減となっております。実質収支のうち、地方自治法の規定による基金繰入額につきましては、昨年度と同様に決算上剰余金でございます、実質収支8億6,327万5千円の2分の1以上の額となる4億4千万円を減債基金に積み立てるべく、補正予算案を提案することとしております。

単年度収支（1）は、本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で4,593万7千円の赤字となっております。この中には財政調整基金への積立金457万1千円が含まれておりまして、実質単年度収支は4,136万6千円の赤字となっております。前年度は1億8,608万1千円の黒字でございましたが、この増減につきましては、前年度からの繰越金が大きく影響するもので、実質的には前年度に引き続き安定した財政状況となっております。これは、合併後将来における町財政の安定化に向けて、町債発行の抑制や高利率の起債を繰上償還してきた効果が数字となってあらわれてきたものと考えております。

続きまして、成果の6ページ、7ページをお開き願えたらと思います。

特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計から簡易水道事業特別会計までの7会計でございます。実質収支は、収支均衡を含め全会計黒字となっておりますが、実質の赤字、黒字を見る実質単年度収支は、国保診療所、後期高齢者医療、介護サービス、簡易水道の4会計以外の3会計で赤字となっており、特に国保会計では1億808万6千円の大きな赤字となっております。以上、簡単ではございますが、一般会計並びに特別会計の総括説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（秋長正幸君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 次に、平成23年度小豆島町水道事業決算につきまして概要をご説明申し上げます。

別冊の薄い小豆島町水道事業会計決算書の23ページをおあけください。

このページでは平成23年度小豆島町水道事業報告書といたしまして、業務、建設改良、経理について記載をいたしております。

まず、業務につきましては、4月から5月にかけて降雨が少なく、水源である殿川ダム、内海ダムとも例年以下の貯水量で推移したことから、河川水等の利用などもあり、給水を維持することができました。その後は、台風の影響によるまとまった降雨もあり、断水することもなく、給水を維持することができました。年間総配水量は230万4,925立米で、前年比2.8%の減となり、有収率は84.76%となっており、前年度を1.73ポイント改善いたしました。

次に、建設改良でございますが、内海ダムの再開発事業の利水分負担金を初めダム関連での導水管、送水管、配水管の布設事業、国道や町道の改良時期に合わせた配管の布設がえなど、効率的な執行を心がけて工事を実施しました。また、

内海浄水場の電気計装設備について継続してまいりました更新事業を完了しております。

次に、経理についてご説明いたします。

収益的収入での税抜きでの総収益は4億7,835万9,679円となり、このうち給水収益は4億6,929万6,657円です。前年度に対して306万3,820円の減となっておりますが、医療機関や保健施設への使用量が減少したことが一因とと思われます。

一方、事業費用は3億9,177万5,152円で、前年度の決算合計額と比較すると840万5,915円減少しており、広域負担金の減少が主な要因となっております。

この結果、当年度純利益は8,658万4,527円となりましたので、前年度繰越利益剰余金2,298万5,921円と合わせて当年度未処分利益剰余金は1億957万448円となります。

次に、資本的収入及び支出については3ページ、4ページでご説明いたします。

収入では、第1項企業債1億710万円と第2項出資金が4,235万8千円、第3項補助金7,813万2千円は内海ダム再開発事業の利水分負担金などに係るものでございます。企業債のその他の1億円は、電気計装設備の更新事業の財源としたものです。

第4項の負担金301万6,100円は、かんかけ配水池移転関連の香川県からの補償金29万2,445円と国道等改良事業に伴う移転補償金2件分43万5,655円が主なものです。大幅な減額につきましては、かんかけ配水池移転事業関連の工事が一段落したためであります。

第5項の水道分担金142万8千円は、新規需要家の加入分担金でございます。

また、6項の長期貸付金返還金の439万3,694円は、簡易水道に対する貸付金でございます。

一方、支出では、第1項の建設改良費の決算額7億3,038万3,677円は、主なもので内海ダム再開発事業の負担金1億2,878万4千円、内海浄水場電気計装設備更新工事4億7,778万9千円、導水関係で684万2,044円、排水関係で1億822万5,333円の管路配管の更新に係るものでございます。工事明細につきましては、後ろの25、26ページに記載しておりますが、水源開発に係るもの以外は老朽管の更新に要した費用で、漏水防止対策も兼ねております。近年、上水道事業における投資による改善額は大きくなってはおりますが、従前からの投資額は十分でなかったものともいえます。資金的な制約、湧水対策本部は設置していませんが、ダム貯水率の低下による予備水系の確保、漏水対策のため、あらゆる方策等を行っていたことで、老朽管の更新が遅れてきたというのも事実であります。今後は、収支決算等、財務状況を勘案し、経営的にも効率よく施設更新を行ってまいりたいと思っております。

決算書に戻りまして、第2項は過去に借り入れしております企業債の償還金で、2,448万2,836円となっております。

この結果、支出欄の枠下に記載しておりますように、収入額が支出に対し不足する額5億1,843万8,719円は過年度分損益勘定留保資金から4億5,975万6,793円と減債積立金2,448万2,836円及び当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額3,419万9,090円で補填いたしました。以上、まことに簡単でございますが、説明を終わります。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長（秋長正幸君） 内海病院事務長。

○内海病院事務長（岡本達志君） 平成23年度小豆島町病院事業会計決算の概要についてご説明させていただきます。

お手元の小豆島町病院事業決算書の21ページをお開きいただきたいと思います。

す。

医療業務ですが、入院患者数は延べ4万254人で、前年度に比べまして3,506人、率にしますと9.9%減少しました。1日平均では9.9人減の110.0人と昨年を下回っております。これは、主に内科患者数の減少によるものであります。一方、外来患者数は8万8,317人で、前年度に比べて1,485人、率にしますと1.7%減少しております。1日平均にしましても、7.6人減の362.0人となっております。一般病床の病床利用率は56.9%、平均在院日数は16.2日でありました。

次に、経理でございますが、収益的収支につきましては、総収益が25億1,607万1千円で、前年度に比べまして4,593万2千円、率にしまして1.8%の減収となっております。これは、入院収益の減少を一般会計繰入金等の増加により、補填できたためでございます。一方、総費用は常勤の放射線医師の退職に伴う画像診断委託料の増加、経年劣化によります建物、設備等の修繕費の増加がありましたものの、入院収益の減少に伴う材料費が大幅に減少しましたため、前年度に比べて5,350万7千円、率にしまして1.9%減の27億7,149万1千円となっております。この結果、本年度の収益的収支は2億5,542万円の純損失、昨年に比べますと、757万5千円の減となっておりますが、これを計上いたしまして、これに前年度繰越欠損金を加えました当年度未処理欠損金の残高は36億6,068万8千円となっております。

次に、資本的収支につきましては、決算書の3ページ、4ページをお開きいただきたいと思っております。

まず収入ですが、第1款資本的収入は予算額2億1,149万1千円に対しまして、決算額が2億948万9千円で、200万2千円の減となっております。前年度に比べますと、1億3,521万4,359円の減でございます。その内訳でございますが、第1項の負担金が予算額1億5,448万9千円に対しまして、決算額が1億5,448

万9千円の同額となっております。前年度に比べますと、4,532万8千円の減となっております。

第2項の企業債ですが、予算額5,600万円に対しまして、決算額が5,400万円、予算に比べると200万円の減となっております。前年度との比較では7,440万円の減となっております。

第3項の補助金は、予算額101万円に対しまして、決算額が100万円、1千円の減となっております。前年度に比べますと、1,432万4千円の減となっております。内容につきましては、県の地域医療再生計画事業補助金でございまして、人工呼吸器、非常用発電機等の購入に充てております。

第4項固定資産売却代金については、執行はございません。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出でございますが、予算額3億1,545万7千円に対しまして、決算額が3億1,452万2,783円、93万4,217円の不用額が生じております。内容でございますが、第1項建設改良費、予算額5,961万1千円に対しまして、決算額が5,947万4,653円、13万6,347円の不用額が生じております。

次に、第2項の企業債償還金でございますが、予算額2億5,584万6千円に対しまして、決算額が2億5,504万8,130円で、79万7,870円の不用額が生じております。

この結果、欄外に表示しております資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億503万3,783円につきましては、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額21万4,911円及び過年度分損益勘定留保資金1億481万8,872円で補填してございます。

小豆島町病院事業会計の決算の概要につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秋長正幸君） 介護老人保健施設事務長。

○介護サービス課長兼老健事務長（岡 秀安君） 平成 23 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算の概要説明をさせていただきます。

別冊の小豆島町介護老人保健施設事業決算書の 21 ページをお願いいたします。

介護老人保健施設事業報告書でございます。(1)の総括事項の業務でございますが、平成 23 年度の入所の年間の利用者数は 2 万 1,981 人で、前年度に比べ 863 人の減、1 日平均利用者数は 60.1 人で、前年より 2.5 人の減となっております。通所、デイケア利用者は年間利用者数が 4,715 人で、前年度と比較して 306 人の増、1 日平均利用者数は 19.7 人で前年より 1.4 人の増となっております。

次に、経理についてご説明いたします。

収益的収支は、入所者の減により、総収益が約 3 億 729 万 9 千円となり、前年に比較し 2.56%、約 808 万 1 千円の減となっております。総費用は 3 億 2,258 万 8 千円、給与費の増により、前年度と比較して 3.15%、約 984 万 4 千円の増となりました。

決算書の 6 ページをお願いいたします。

以上の結果、損益計算書の下から 3 行目に記載しておりますように、当年度純損失は 1,529 万 570 円となりました。前年度繰越利益剰余金 4,006 万 8,833 円と相殺し、一番下の行の当年度未処分利益剰余金は 2,477 万 8,263 円となっております。

続いて、決算書の 3、4 ページをお願いいたします。

収益的収支につきましては、収入はございません。

支出は、建設改良費 645 万 7,500 円と地方債償還金の 2,418 万 8,876 円で、合計 3,064 万 6,376 円、資本金収入額は資本金支出額に不足する額 3,064 万 6,376

円は、減債積立金 100 万円及び過年度分損益勘定留保資金 2,964 万 6,376 円で補填いたしました。以上、まことに簡単ではございますが、決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については 8 名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、本案については 8 名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

お諮りします。

ただいま設置が決定されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って指名するということになっております。委員 8 名の選任方法については、さきの議会運営委員会で協議の結果、総務建設常任委員会から 4 名を、教育民生常任委員会から 4 名をそれぞれ選任していただくということになりましたので、その者を委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員の選任については、総務建設常任委員会及び教育民生常任委員会からそれぞれ4名を選任することに決定されました。

ただいまから休憩をとりますので、休憩中に各常任委員会を開催し、それぞれ4名の選任をお願いします。なお、総務建設常任委員会は委員会室、教育民生常任委員会は議員控室を使用してください。

また、各常任委員会の委員長は、委員が決まりましたら、お手数ですが私のところまでご報告願います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時19分

○議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会委員の選任が行われましたので報告します。

総務建設常任委員会からは藤本傳夫議員、村上久美議員、森崇議員、柴田初子議員の4名が、教育民生常任委員会からは渡辺慧議員、安井信之議員、新名教男議員、大川新也議員の4名がそれぞれ選任されたことの報告がありましたので、以上の8名を決算特別委員会の委員に指名します。

たびたび休憩をとって申しわけありませんが、暫時休憩をします。

休憩中に、ただいま決まりました決算特別委員会の委員の皆さんは、恐れ入りますが委員会室で正副委員長の互選をお願いします。なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが私のところまでご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 22 分

再開 午前 10 時 29 分

○議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会を開催し、正副委員長が選任されましたので報告します。

決算特別委員会の委員長に藤本傳夫議員、副委員長に渡辺慧議員、以上のよう
に決まりましたことを報告します。

なお、審査報告は 12 月定例会でお願いします。

訂正の申し入れがございます。病院事務長。

○内海病院事務長（岡本達志君） 小豆島町病院事業決算書の 3 ページ、4 ペー
ジをお開きいただきたいと思います。

先ほどご説明いたしました資本的収入の第 3 項補助金の予算額、私のほうが
101 万円と申し上げましたが、正しくは 100 万 1 千円の間違いでございました。
おわびして訂正いたします。よろしく願いいたします。

○議長（秋長正幸君） 次、介護老人保健施設事務長。

○介護サービス課長兼老健事務長（岡 秀安君） 先ほどご説明いたしました決
算の概要について訂正をさせていただきます。

21 ページをお願いいたします。経理とでございます。

総収益が約と申しましたが、正確に述べさせていただきます。3 億 729 万 7,512
円、それに伴い、808 万 1,110 円の減ということです。また、総費用のほうでござ
いしますが、3 億 2,258 万 8,082 円、それに伴いまして 984 万 4,352 円の増とい
うことで訂正をお願いいたします。以上でございます。

~~~~~

日程第7 議案第55号 谷尻白浜線災害復旧工事（2工区）の変更契約について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第7、議案第55号谷尻白浜線災害復旧工事（2工区）の変更契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第55号谷尻白浜線災害復旧工事（2工区）の変更契約について提案理由のご説明を申し上げます。

谷尻白浜線災害復旧工事につきましては、既に指名競争入札において決定した業者と契約を締結し、工事に着手しているところでありますが、掘削等による現地精査の結果、第2工区において工事内容の変更が必要となったため、今回請負工事に係る変更契約を締結しようとするものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 上程議案集の12ページをお願いいたします。

議案第55号谷尻白浜線災害復旧工事（2工区）の変更契約についてご説明申し上げます。

平成24年1月13日に入札を行い、平成24年第1回臨時議会の第1号議案でご承認をいただき、1月19日に契約を行いました当該谷尻白浜線災害復旧工事（2工区）に関し、工事内容の変更に伴う変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、谷尻白浜線災害復旧工事（2工区）、変更前の当初契約金額は5,932万5千円、変更後の契約金額は7,128万3,450円で、1,195万8,450円の増額契約となります。

3番といたしまして、契約者は香川県小豆郡小豆島町吉野129番地、浜元建設株式会社、代表取締役浜元二三雄でございます。

ページ13ページをご覧ください。

今回、ご審議をいただき変更契約の工事概要書に記載しております。工事名は、何度も申し上げます谷尻白浜線災害復旧工事（2工区）でございます。変更金額の説明として、変更前の当初請負契約金額は税込みでございます、5,932万5千円。変更金額の変更増の金額1,195万8,450円の増額、変更後の変更契約金額は7,128万3,450円となります。

変更概要は、主なものといたしまして2点ございます。1として、もたれ擁壁の取り合わせが原地盤が崩れておりましたもので、見えてなかったんですけど、原地盤まで取りつける必要がございますもので、もたれ擁壁の安定を図るため、延長を増やした点が1点でございます。2点目とございまして、町道から海岸線へ工事用仮設道路を取りつけなくては工事ができませんでしたが、こちらのほうが自然公園法に定められとる地域でございまして、地山を削って進入路がつかれませんでしたもので、計上変更に伴うものでございます。

ページ14ページの図面で変更箇所の説明をさせていただきます。

まず1点目、もたれ擁壁の問い合わせ部、向かって左側、1号箇所が左右3メートル70センチずつ増やしております。右側、2号箇所が左右2メートル70センチずつの合計12.8メートルの延長増で、約670万円の金額増となっております。

2点目、図面左下の工事用道路の設置において、地山形状を傷めず進入路の設

置を行うこととし、高低差がどうしても大きくなり、仮設材、盛り土用に使う花崗土でございますが、約 1,100 立米を追加することとなっております。勾配の緩和対策として海岸部における波の侵食防止に 246 個の大型土のう設置等を行うものでございました。こちらのほうで約 520 万円の金額増となっております。

また、こちらのほうの変更内容につきましては、県と協議を行い審査を受けて、県を通じて国の承認をいただいておりますことを報告させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 55 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 55 号は原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 56 号 小豆島町過疎地域自立促進計画（平成 22 年度～

平成27年度)の変更について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第8、議案第56号小豆島町過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第56号小豆島町過疎地域自立促進計画の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

財政上の特別措置を得るため策定した過疎地域自立促進計画について、公立病院の再編に係る財源確保のため、同計画を変更しようとするものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（久利佳秀君） 議案第56号小豆島町過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更についてご説明申し上げます。

過疎地域自立促進計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、平成22年度から平成27年度までの6カ年の計画を策定し、平成22年12月議会でご議決をいただいております。今回、この計画に追加変更をしようとするものでございます。

議案集の19ページをお願いいたします。

事業計画の中で、区分5、医療の確保、(2)その対策の右側の変更後の欄の最下段に、公立病院の再編及び整備といたしまして、小豆島にある2つの公立病院の再編に向けて、小豆医療組合を設立し、新病院の整備を進めるという文言を追加しております。

1枚、次のページになりますけれども、ここも右側の変更後の欄をお願いいたします。

(3)計画の表の中で、事業名1、診療施設の項目に病院の項目を追加いたしまして、事業内容としましては小豆新病院（仮称）の建設事業を追加いたします。また、事業名一番下、その他の事業内容の最下段に、医療機器等整備事業を追加し、次に事業名(3)過疎地域自立促進特別事業の事業内容の最下段に基本計画策定事業と基本設計業務委託事業を追加いたします。いずれの追加事業内容につきましても、事業主体は小豆医療組合となります。また、備考には組合負担金という文言を追加させていただきます。

1枚めくっていただきまして、21ページでございます。

これは、先ほどの再掲になりますけれども、過疎債のソフト分について再掲したものでございます。これも右側の変更後の欄をお願いいたします。事業名(3)過疎地域自立促進特別事業の事業内容の欄に、先ほどと同様に基本計画策定業務と基本設計業務委託事業を追加し、それぞれの事業内容といたしまして、小豆新病院（仮称）についての基本計画を策定し、将来にわたる安心・安全な医療環境を確保するとともに、魅力ある病院づくりを行う。次に、小豆新病院（仮称）の整備を進めるため、基本設計業務を行おうとするものでございます。また、事業主体は先ほどと同様に組合、また備考欄に組合負担金という項目を追加しております。

今回の変更につきましては、先ほど町長からの説明もありましたように、新病院の建設事業に係る町の負担金の財源としまして、有利な過疎対策事業債を活用するためのものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11番村

上議員。

○11番（村上久美君） 議案第56号、先ほど説明もらいましたが、教育委員会との関連がある池田中学校敷地内に建てるという内容への整備と、大変ということになります。それに伴って、学校が統廃合は決定されていない中で、この変更計画が出されているわけです。住民、特に保護者関係者の思いというのは、まだいろいろ執行部に対する疑問やら、不安がまだまだ声として聞こえております。

さきの教育民生常任委員会の際に、安井委員が地元対策協議会を立ち上げたというふうなことも言われました。何のための地元に対する対策を講じる協議会にしたのかというふうなことも委員のほうには全然わかっていません。私はわかっていません。そういう中で、今回の提案というのが上がっております。建設整備が先行しながら、また今回の追加計画が提案されながら、地元の池田地域の保護者関係者に対しては何らこの問題解決には至っていないという状況があるわけです。ですから、地元対策協議会の中で関係者、どういうふうな形で協議をされ、あるいは既成事実としてこれは統合なんだと、そういう内容での地元対策を行う協議会とするのか、教育委員会のほうとしても、そこら辺のことについて今回の変更というのは病院建設と教育委員会の深く同時にかかわる問題ですから、その説明をお願いしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 教育部長。

○教育部長（莊野 守君） 先ほど村上議員から質問にありました統合対策協議会でございますが、先日9月7日に第1回が開催されたと聞いております。教育委員会は出席はしておらなかったんですが、聞くところによりますと、あくまで統合を前提としたことで協議を進めていくというふうに聞いております。今後、

その協議会につきましては、教育委員会等も参加していくということになるかと思いますが、まだ一切、どういうことになるかは今の状況ではわかりません。以上です。

○議長（秋長正幸君） 11 番村上議員。

○11番（村上久美君） 今後協議っていうのは、これは対策協議会ということで地元関係者については、病院に関してはやはり公のものとしてやっていただく必要があるというふうに思うし、住民に知らせるというふうなことはぜひしていただきたいと思います。

その協議の中で、やはり保護者関係者は以前、教育長も出席されて自治会のほうに出席したときに、関係者がやはり土庄のほうの中学へ行きたいという声がある中で、これは個々の問題であって、教育委員会としては土庄についての話し合いは、これはもう土庄は受け入れられないと。だから、それは個々の問題で処理してくれと言われました。しかし、今回の病院建設に伴って、保護者関係者は統合してほしいというみずからの要望として出された今回の内容ではありません。あくまでも病院建設が先行しながら、ここに建てるという内容です。ですから、ここの関係が非常に問題だというふうに思います。教育委員会と教育長の関係が問題だというふうに思います。そこら辺が協議の中で、協議会の中で当然議論されるかもわかりませんが、それがもう既成事実でやるんだから、統合するんだから納得せよという内容になる可能性が私は大きいというふうに思います。どれだけ意見を酌み尽くすかという姿勢も非常に疑問に思います。そういう中での今回の過疎計画ということが出てきております。ここら辺も相矛盾するというか、増幅する問題があります。その問題解決をどう見てるのか、私は町長に伺いたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 副町長。

○副町長（竹内章介君） お伺いをしておりますと、質疑の域を脱しておると思
いますし、対策協議会そのものは執行部が設置したものでも何でもございませ
ん。当事者じゃありませんので、対策協議会に関して我々に質問されても、それはお
答えしかねるところであります。

まずもって、今回の過疎計画の変更ということにつきましては、公立病院の再
編、これについて過疎債を受けるための計画変更をさせていいですかということ
を聞いておるわけであります。少しずれておるように思います。

○議長（秋長正幸君） 11 番村上議員。

○11番（村上久美君） 決してずれていません。これは、教育委員会との関連
と病院建設の問題とは、一般業者の問題とは一体の中でこれは関連あるわけ
です。ですから、そういう住民の思いが、病院建設に関して住民の思いが特に保護者の
思いは、ここをやっぱり無視するという行政側の態度、今回病院建設の整備という
ふうな内容が入ってるわけですから、それはどこへ建てるかという中学校
ですから、住民の思いと先行する建設が、その矛盾なり疑問なり、そういう
解決がされてないでしょと。そこら辺をどう執行部は受けとめてるんですかと聞
いてるんです。

○議長（秋長正幸君） 副町長。

○副町長（竹内章介君） 時系列で申しますと、建設が先行するはずがありませ
んので、統合は行われた後に着工するということでございますし、統合は統合で
当初からお話をさせていただいてると。やっとな対策協議会ができて、統合に向け

た今後の話し合いをしていきしょうと、具体的な話を進めましようというところまで来ております。これはこれで合併当初から話してきたことがここに至って前へ進み始めたと、協議の場ができたというふうに考えております。

病院の着工は当然ながら統合の後ですから、25年、26年の春からの着工ということで、中学校がまだあるのに着工するんかというような今のご質問は当たらないと思います。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず原案に反対の方から発言を許します。11番村上久美議員。

○11番（村上久美君） 議案第56号小豆島町過疎地域自立促進計画の変更について反対討論をします。

この計画の変更は、公立病院の再編及び整備として計画を追加しており、2つの公立病院の再編に向けて小豆医療組合を設立し、新病院の整備を進めていくとあります。提案理由は、過疎対策事業債を得る県との協議を終えたからとありますが、病院統合は事前の説明もなく、四国新聞報道によってほとんどの住民、議員が突然知ったことです。池田中学校の統合が決定もしていないのに建設地は池田中学校敷地内、池田地域住民を全く無視する町行政のやり方は多くの町民は納得していません。

そして、提案理由として過疎事業債を得る県との協議は終えたからとしていますが、保護者間との問題処理の話し合いや合意ができていない状況がある中、同

意できません。それは二重、三重にも池田地区の保護者、住民を愚弄した行為ではありませんか。町長のやり方はその事務の処理や事業の実施を住民の意思に基づいて行う住民自治の民主主義政治に背くこと、到底認められません。以上のことから、議案第 56 号小豆島町過疎地域自立促進計画変更については反対します。

○議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5 番藤本傳夫議員。

○5 番（藤本傳夫君） 私は、議案第 56 号の小豆島町過疎地域自立促進計画変更についての賛成の立場で意見を述べたいと思います。

小豆医療組合による新病院の建設には、国からの交付金を活用してもなおまだ十分な資金は得られず、多額の町費をまだ負担金として支出しなければなりません。その財源として、少しでも有利な過疎対策事業債を活用するために必要な計画変更でありまして、私は議案第 56 号に賛成するものであります。

○議長（秋長正幸君） 以上で通告にある討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第 56 号は原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第 56 号は原案どおり可決

されました。

~~~~~

日程第9 議案第57号 小豆島町消防団の設置等に関する条例等の一部を  
改正する条例について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第9、議案第57号小豆島町消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第57号小豆島町消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本町消防団の設置に関する条例等について、その根拠となる消防組織法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、担当部長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 上程議案集の22ページをお願いいたします。

議案第57号小豆島町消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして説明をいたします。

本改正条例では、2つの条例を改正いたしております。1つ目は、小豆島町消防団の設置等に関する条例の一部改正でございます。第1条の改正となりますが、新旧対照表の右側、改正前の消防組織法第15条第1項というのが、左側の消防組織法第18条第1項と改正されます。この改正は、各地方自治体の消防団設置の根拠法であります消防組織法の消防団の設置、名称及び区域は条例で定めると



いう条文が第 15 条から第 18 条に条ずれを起こしたことに伴う条文整備でございます。

2 つ目は、小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正でございます。こちらの改正理由も先ほどと同様に消防組織法改正に伴うものでございます。こちらの条例の趣旨規定であります第 1 条の改正で、新旧対照表のとおり、消防組織法第 15 条の 2 及び第 15 条の 6 を消防組織法第 19 条及び第 23 条に改正するものです。消防組織法の新たな第 19 条は消防団員の定員は条例で定める、第 23 条は消防団員に関する任免、給与、分限及び懲戒、服務その他身分の取り扱いに関しては条例で定めるという規定となっております、消防組織法のこの 2 つの条文に基づき、条例が設置されておるところでございます。

本改正条例につきましては、公布の日から施行することといたしております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11 番村上議員。

○11 番（村上久美君） 第 1 条の下の表がありますが、2 つの表があります。改正前は第 15 条の下線があります。それと、もう一つ下の 2 条のところは、第 15 条の 2 及び第 15 条の 6 とあります。この条文の内容が資料としても出されていないので、判断ができない、資料として必要ではないかというふうに思います。

その内容について、この数字だけ変わったということではなくって、中身、内容の条文についてどういうふうな変更があったのかということなんですが、次の 23 ページのところには消防団の第 18 条、それから消防団員の第 19 条、それと 23 条という条文があります。これは、改正後になるのか、現在のものになるのかというのがよくわからないんです。改正前の第 15 条と第 15 条の 2、第 15 条の 6 っ

ていうのは、内容的にはどういうことになるのでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 村上議員さんのご質問の1つ目の改正点、消防組織法第15条第1項とが第18条第1項に変わる、これは組織法の条文がこういうふうに条が変わったということで、その内容につきましては先ほど申し上げましたように、消防団の設置、名称及び区域は条例で定めるといふ、この消防組織法の条文が今まで15条であったのが、18条に変わったと、こういうことでございます。

それから、2つ目につきましても、同じように条ずれが起きたためということで、こちらのほうは23ページのほうに示しておりますように、それから先ほど申し上げましたように、それぞれの消防組織法で規定されておることに関しまして条が変わったと、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

○11番（村上久美君） よくわかりません。15条が18条に変わったということは、追加なり、その条文なりが入るということに理解したらいいのでしょうか。15条が18ということは、16、17というのはどういうふうにあるものが変わったのかということが、その提案するほうは、そこら条例の条文についての詳しい内容というのはやっぱり提案をきちっと議会に出すべきだというふうに思います。例えば、それと消防団の19条の2の消防団員の定員は条例で定めるとあります。今現在の小豆島町の例規集の規則では、360人以内とすとなっておりますが、この分についてはこの内容、360人以内というのは変わらないんですか、というふうに理解したらいいのでしょうか。

それと、以内ですから、今現在小豆島町、何人ぐらい消防団員がいてるのか教えてください。

○議長（秋長正幸君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 先ほど来、申し上げておりますように、消防組織法という法律が変わりました。それで、15条から18条に変わったということは、その15条の後に16条、17条と違う条文が組織法で入っております。これは、消防職員に関する条文がそちらのほうに入ったということで、これにつきましてはこの条例改正に直接関係するものではございませんので、その件に関しましては説明はいたしておりません。

それから、あくまでも本町の条例に関しまして改正をするものでございますので、本町の条文については、条例の中身については変更はございません。ですから、消防団員数につきましても、定員は360人以内とするというので変わっておりません。

（11 番村上久美君「何人」と呼ぶ）

現在、262であったかと思います。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 57 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 57 号は原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第 10 議案第 58 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第 10、議案第 58 号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 58 号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆医療組合が香川縣市町総合事務組合に新たに加えることについて、同組合から協議があったため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当部長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 上程議案集の 24 ページをお願いいたします。

議案第 58 号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び香川縣市町総合事務組合同約の一部変更についてご説明をいたします。

ただいま町長から説明がございましたとおり、本年 6 月に設立された小豆島町と土庄町が構成町となっております小豆医療組合が香川縣市町総合事務組合に加入することになりました。この加入に伴います総合事務組合を構成する団体の数の増減や共同処理する事務の変更につきまして、地方自治法第 286 条で県知事の許可が必要であり、そのために構成町の議会での議決が必要となっております。

それでは、新旧対照表をご覧くださいます。

別表第 1 は、この事務組合の構成団体を記載した表でございます。25 ページの表の左側、改正後の表の上から 6 行目にありますように、三木・長尾葬祭組合の後に小豆医療組合が追加されております。

次に、26 ページになりますが、別表第 2 の市町総合事務組合で共同処理する事務表、8、非常勤職員に係る公務災害、通勤災害補償の事務の中で、左側、改正後の表の真ん中あたりになりますが、小豆医療組合が追加されております。

27 ページになりますが、香川縣市町総合事務組合議会の議員は、別表第 3 にありますように、複数の構成団体から 1 名ずつ選出されることとなっております。第 6 選挙区に小豆医療組合が含まれることとなっております。

この規約の施行につきましては、香川県知事の許可があった日からとなっております。平成 24 年 6 月 22 日から適用されることとなります。以上で説明を終わります。よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、町民への十分な説明もなく多くの反対がある中で、医師の確保や足の問題など住民の声に具体的に答えられない病院統合は進めるべきではないと考えております。それを進める小豆医療組合の設立にも反対をしております。よって、今回の議案についても反対をいたします。以上です。

○議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番藤本傳夫議員。

○5番（藤本傳夫君） 私は、議案第58号について、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

小豆医療組合の設立は、さきの6月議会において可決され、地方自治法第284条第2項の決定により、知事の認可を受け、既に組合議会も開催されております。

本議案は、この医療組合が加入する一部事務組合である香川県総合事務組合の規約改正案件であり、医療組合の議会議員や臨時職員の公務災害、通勤による災害補償に備えようとするものであります。ぜひとも必要なことでありますので、よって議案第58号香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び香川県市町総合事務組合の規約の一部変更賛成します。

○議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第 58 号は原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第 58 号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 11 議案第 59 号 香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更  
について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第 11、議案第 59 号香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 59 号香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

住民基本台帳法の改正により、香川県後期高齢者医療広域連合規約を改正する必要が生じ、同広域連合から協議があったため、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（大下 淳君） 議案第 59 号香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 30 ページをお開き願います。

この変更につきましては、本年 7 月 9 日に外国人登録法が廃止されたことに伴いまして、住民基本台帳法の一部が改正をされ、外国人登録原票との文言が削除されております。これを受けまして、香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものです。

内容につきまして、新旧対照表により説明をさせていただきます。

別表第 2（第 17 条関係）の変更でございます。この別表には広域連合への負担に係る項目でございまして、共通経費として均等割、被保険者割、人口割によるとなっております。改正前の備考の(2)人口割については、前年度の 3 月 31 日現在の住民基本台帳に外国人登録原票に基づく人口によるとございしますが、改正後はこの「及び外国人登録原票」の文言を削除するものでございます。

次のページ、31 ページでは、附則としまして施行期日を平成 25 年 4 月 1 日とするものでございます。以上、簡単でございますが、香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 59 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 59 号は原案どおり決定されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は 11 時 20 分。

休憩 午前 11 時 08 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（秋長正幸君） 再開します。

~~~~~

日程第 1 2 議案第 6 0 号 平成 2 4 年度小豆島町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 3 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 4 議案第 6 2 号 平成 2 4 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（秋長正幸君） 次、日程第 12、議案第 60 号平成 24 年度小豆島町一般会計補正予算（第 2 号）から日程第 14、議案第 62 号平成 24 年度小豆島町介護

保険事業特別会計補正予算（第1号）までは関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第60号平成24年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において、追加補正をお願いします額は5億7,564万5千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費4億8,019万4千円、民生費33万9千円、衛生費8,094万1千円、農林水産業費1,280万円、商工費1,176万5千円、土木費1,640万円、教育費4,520万6千円となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明させます。

なお、議案第61号国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第62号介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、担当部長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 日程第12、議案第60号平成24年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（松本 篤君） 議案第60号平成24年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の33ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億7,564万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億870万8千円とするものであります。

第2条は、債務負担行為の追加であり、第3条は地方債の追加であります。

36 ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正をご覧ください。神浦地区のオシコミ保存会が実施するオシコミ用太鼓船の新造事業に対しまして、小豆島町文化財補助金交付要綱に基づき、事業費の2分の1を助成しようとするもので、本事業につきましては本年度に着手し、次年度に完了予定であることから、平成25年度を対象期間とし、限度額を577万5千円とする債務負担行為を新たに設定しようとするものでございます。

次に、第3表地方債補正につきましては、先ほどの議案第56号でもご可決賜りましたが、新病院建設に向けて実施する3つの事業の財源といたしまして、ソフト分も含めた過疎対策事業債を発行するものでございます。

続きまして、補正予算の概要をご説明申し上げます。

議案集末尾に添付しております平成24年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）説明書の5ページ、6ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございます。

15款県支出金、2項5目1節農業費補助金75万円であります。これは、当初予算では夫1名分を計上しておりましたが、夫婦での農業共同経営開始の要件が満たされたため、妻分の農業就農給付金に係る新規就農者確保事業補助金が増額交付されるものでございます。

同じく15款2項5目3節水産業費補助金500万円でございます。これは、竹生漁港の高潮対策事業につきまして、県補助金の追加内示がありましたので、これを受け入れし、事業の進捗を図るものでございます。

同じく15款2項7目1節小学校費補助金、説明欄1の原子力エネルギー教育支援事業費補助金42万2千円あります。これは、町内の4小学校が実施いたします理科教材の購入について、交付決定があったため、これを受け入れするも

のでございます。

同じく説明欄 2 の 12 万 6 千円につきましては、生活習慣病予防として実施いたします血液検査に対する補助金として、小学校 4 年生分の補助内示があったため、これを受け入れするものでございます。

17 款寄付金、1 項寄付金 503 万円につきましては、それぞれの趣旨に基づき、寄付を受け入れしようとするものでございます。

18 款繰入金、1 項 3 目 1 節過疎地域自立促進特別事業基金繰入金 726 万 1 千円の減につきましては、歳出予算の減額に伴い、歳入額を減額するものでございます。充当事業につきましては、歳出でご説明を申し上げます。

同じく 18 款 1 項 12 目 1 節奨学金基金繰入金 1,731 万円につきましては、奨学資金貸付額の増額等により、繰入額を増額させていただくものでございます。

19 款繰越金、1 項 1 目 1 節前年度繰越金 5 億 109 万 1 千円であります。このうち、4 億 4 千万円につきましては、先ほど決算でも申し上げましたが、決算上剰余金の 2 分の 1 を下回らない額を減債基金に積み立てる原資とするもので、それ以外につきましては、今回の補正による一般財源の必要額をここで対応いたしております。

20 款諸収入、5 項 1 目 3 節雑入、説明欄 1 の新技術地域資源開発補助事業補助金 300 万円でございます。これは、町内企業が財団法人地域総合整備財団に、剪定オリーブ木材を活用した事業について補助金申請をしておりましたところ、今般交付決定がございましたので、これを町が受け入れし、増額を申請企業に補助しようとするものでございます。

同じく説明欄 2 の 12 万円につきましては、11 月 17 日、18 日に開催いたします小豆島石の文化シンポジウムの事業として実施いたします、ジオサイト探訪の参加者負担金を計上させていただいております。

同じく説明欄 3 の 55 万 7 千円につきましては、池田中学校が実施しております土曜日の有効活用授業に対しまして、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会から助成金の交付決定がありましたので、これを受け入れするものでございます。

7 ページ、8 ページをお開き願います。

冒頭の 21 款町債、1 項 2 目 1 節衛生債 4,950 万円であります。冒頭の地方債補正でも申し上げましたが、新病院建設に係る 3 つの事業の財源といたしまして、ソフト分も含めた過疎対策事業債を 4,950 万円発行しようとするものでございます。以上、歳入の補正額合計は 5 億 7,564 万 5 千円となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

9 ページ、10 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項 7 目企画費 4,019 万 4 千円であります。まず、11 節需用費 546 万 8 千円と 12 節役務費 22 万 6 千円につきましては、瀬戸内国際芸術祭の会場となる旧 J A 坂手支所及び旧図書館の修繕等に要する経費を計上いたしております。13 節委託料 300 万円につきましては、旧図書館を拠点としてアーティストと住民などが共同により実施いたします、コミュニティーアート推進に係る委託料でございます。15 節工事請負費 3 千万円につきましては、ひしおの郷におけるトイレや駐車場など、周遊拠点施設の整備に要する経費を計上させていただいております。19 節負担金補助及び交付金 150 万円につきましては、瀬戸芸にあわせましてもろみ蔵を見学可能とする私設整備に対しまして、小豆島町登録有形文化財維持保全活動支援要綱に基づきまして、討論有形文化財所有者に対し、事業費の 2 分の 1 を補助するため、増額補正させていただくものでございます。

同じく 2 款 1 項 16 目財政調整基金費であります。歳入でも申し上げましたが、決算上剰余金の 2 分の 1 を下回らない額、4 億 4 千万円を減債基金に積み立てようとするものでございます。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉費 33万9千円につきましては、小豆島町の福祉と医療の推進会議の開催費用4回分を計上しております。

4款1項1目保健衛生総務費 14万1千円であります。これは、池田保健センター調理室のガスコンロにつきまして、利用者から指摘されておりました火力不足を解消するため、ガスコンロ5台を更新するものでございます。

4款1項4目環境保全費 880万円であります。これは、本年度から開始いたしました住宅用太陽光発電設備設置補助制度において、当初見込んでおりました件数を大幅に上回る申請が見込まれるため、増額補正させていただくものでございます。

同じく4款4項1目病院費につきましては、冒頭の地方債補正でも申し上げましたが、新病院建設の財源として過疎対策事業債を活用するための財源更正でございます。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費、1枚めくっていただきまして、11ページ、12ページをご覧ください。

19節負担金補助及び交付金 75万円につきましては、歳入でも申し上げましたが、県補助金と同額を妻分の農業就農給付金として支給しようとするものでございます。

同じく6款3項1目水産業振興費、19節負担金補助及び交付金 200万円でございます。こちらは、町内企業から水産業振興のための寄付が1件ございましたので、寄付相当額を池田漁業協同組合に水産業振興補助金として交付するものでございます。

同じく6款3項3目漁港建設費、15節工事請負費 1,005万円でございます。これは、漁港整備に対する県補助金の追加内示がございましたので、事業進捗を図るため、増額補正させていただくものでございます。なお、今回の補正によりま

して、竹生漁港の高潮対策事業が本年度で完了する予定となっております。

7 款商工費、1 項 2 目商工業振興費、19 節負担金補助及び交付金 300 万円につきましては、歳入でも申し上げましたが、財団法人地域総合整備財団に補助金申請をしておりましたところ、今般交付決定がございましたので、補助金と同額を申請企業に補助するものでございます。

同じく 7 款 1 項 3 目観光費 347 万円のうち、11 節需用費 7 万円につきましては、城山に設置いたします映画二十四の瞳の木製の記念碑を石のモニュメントに更新するに際しまして、小豆島産の石を使用することにしたために、事業費が増額となったものでございます。また、13 節委託料のうち、説明欄 1 の観光施設のニーズ、マーケティング調査委託につきましては、小豆島観光協会が実施主体となるのため、皆減としております。

また、説明欄 2 の小豆島の情報発信事業委託料につきましては、昨年 10 月から町の委託事業として実施しております瀬戸内島ラジが本年 9 月末をもって終了いたしますが、番組と連動して展開されておりますブログにつきましては、6 月以降閲覧者も増加いたしまして、小豆島の情報発信に大きく寄与しているということから、ブログを今後も継続して運営するための経費を計上させていただいております。また、19 節負担金補助及び交付金のうち、説明欄 1 の小豆島観光協会負担金 155 万円につきましては、さきに申しあげました観光施設のニーズ、マーケティング調査分 105 万円とウェブ、インターネットを活用した情報発信事業を強化するための臨時職員の増員分 50 万円を計上いたしております。また、説明欄 2 の 35 万円につきましては、浜松市との交歓事業として実施いたします記念食事に要する経費を計上いたしております。また、説明欄 3 の 115 万円につきましては、町内企業、団体から小豆島まつりの開催に対しまして、12 件の寄付がございましたので、小豆島まつり振興会に同額を補助金として交付するものでござ

います。

同じく 7 款 1 項 4 目観光施設費、11 節需用費 91 万 3 千円であります。これは、前回の瀬戸芸以来、来訪者が増加し、駐車場不足が深刻化しております中山におきまして、公民館の中山分館前の広場を駐車場として活用するための修繕料等でございます。また、13 節委託料 15 万円と 15 節工事請負費のうち、説明欄 1 の 169 万円につきましては、本年 6 月 18 日の福山市で発生したホテル火災を受けまして、県の緊急防災視察があり、ふるさと荘で当初予定していた改善内容の変更と国民宿舎について新たに改善指示がございましたので、これに対応するため、事業費を増額補正させていただくものでございます。説明欄 2 の城山公園トイレ新設工事 105 万円につきましては、建設用地の変更に伴い、のり面工事などの追加工事が発生したため、増額させていただくものでございます。

同じく 7 款 1 項 6 目オリーブ振興費 149 万 2 千円でございます。これは、オリーブによる健康長寿の島づくりの一環といたしまして、小児生活習慣病予防に向けた血液検査について、当初小学 5 年生と中学 1 年生を予定しておりましたが、中学 2 年、3 年生も対象としたため、検査費用が増額となったものでございます。また、啓発資材として健康レシピ集や健康テキストなどを製作しようとするもので、これに要する経費を計上させていただいております。

次に、8 款土木費、4 項 2 目港湾建設費、1 枚めくっていただきまして、13 ページ、14 ページをご覧ください。

15 節工事請負費 1,500 万円につきましては、懸案となっておりました草壁港の切符売り場から高速艇乗り場までの乗船通路の上屋につきまして、県管理の護岸敷きの占用許可を得られる見込みとなったため、瀬戸内国際芸術祭の開幕までに整備しようとするものでございます。

同じく 8 款 5 項 1 目住宅管理費、11 節需用費 140 万円でございます。これは、

町営住宅の退去者が当初予定を上回る見込みとなったため、退居に伴う修繕料を増額補正するさせていただくものでございます。

次に、10 款教育費、1 項 2 目事務局費、1 節報酬 4 千円につきましては、奨学資金選考委員のうち、民間委員が 1 名増員となったことによる増額でございます。14 節使用料及び賃借料 26 万 8 千円につきましては、小豆島オーリーブバスにおける町内の小・中学生送迎用のバス借り上げ料でございます。21 節貸付金 1,521 万円につきましては、今年度から奨学資金貸付制度の改正により、当初見込みを上回る貸付希望があり、希望者全員に奨学金を貸し付けるため、増額補正させていただくものでございます。23 節償還金利子及び割引料 210 万円につきましては、旧池田町の奨学金の貸し付けを受け、大学卒業後、町内に居住していた者の奨学金を返還していた方から今般免除申請が提出され、奨学資金選考委員会で協議した結果、還付すべきとの結論を得たため、これまでに既に返還されておりました 7 年分の還付をするものでございます。

10 款 2 項 1 目学校管理費、13 節委託料 145 万 2 千円につきましては、星城小学校体育館の耐震二次診断の結果、I s 値が国の定める値を下回っていることから、平成 25 年度に耐震補強等工事を実施すべく、実施設計業務を委託しようとするものでございます。

同じく 10 款 2 項 2 目教育振興費、18 節備品購入費、説明欄 1 の 42 万 2 千円につきましては、町内の 4 小学校が実施する理科教材の購入につきまして、原子力・エネルギー教育支援事業の交付決定があったため、増額補正するものでございます。説明欄 2 の 53 万 2 千円につきましては、少人数指導、通級指導用等に必要な教師用指導書、教師用教科書を購入する必要性が生じたため、増額補正させていただくものでございます。19 節負担金補助及び交付金 70 万円であります。これは、安田小学校と池田小学校に対し、それぞれ 1 件の寄付がありましたので、

安田小学校へは児童用図書費補助金として 10 万円を、池田小学校には学校振興補助金として 60 万円を交付するものでございます。

10 款 3 項 2 目教育振興費、18 節備品購入費 73 万 3 千円につきましては、新教育課程に対応するため、教材用備品を購入する必要性が生じたため、増額補正をお願いするものでございます。19 節負担金補助及び交付金 3 万円であります。これは、池田中学校へ 1 件の寄付がございましたので、同額を生徒用図書費補助金として交付しようとするものでございます。

同じく 10 款 6 項 7 目文化財保護費 2,026 万 5 千円でございます。これは、岩谷の天狗岩丁場への遊歩道整備にあわせまして、トイレとモニュメント等周辺施設を整備しようとするもので、これに係る工事請負費 1,995 万 4 千円と用地取得費 15 万円、1 枚めくっていただきまして、16 ページ、最上段の予定地内の立木伐採補償費 16 万 1 千円を計上させていただいております。

同じく 10 款 6 項 8 目芸術振興費でございます。当初予算では、石にかかわるシンポジウムにつきまして、実行委員会組織で開催を想定し予算計上しておりましたが、町が実施主体となって 11 月 17 日、18 日に小豆島石の文化シンポジウムを開催することとした関係で、19 節負担金補助及び交付金 1,450 万円を皆減させていただきまして、実行予算として各節に予算を配分させていただいております。また、三都半島における瀬戸内国際芸術祭への準備経費も新たに計上いたしております。石のシンポジウムにつきましては、講師謝金でありますとか、パンフレット、ポスター等の印刷費を計上させていただいております。また、三都半島の準備経費といたしましては、休憩所などとして活用を予定している小豆島の家にかかわるもの等を計上しております。また、サイン整備なんかも必要だろうということで、修繕料を計上させていただいております。今回の補正では、石に関するシンポジウムについては当初予算に比べまして 716 万円減の 734 万円を、

三都半島における瀬戸内国際芸術祭への準備経費として750万円を計上したことから、トータルで34万円の増額となったものでございます。また、石に関するシンポジウムの財源としておりました基金繰入金につきましては、事業費の減等に伴いまして減額をさせていただいております。

同じく10款7項1目保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金のうち、説明欄1の300万円につきましては、昨年度と今年度に2件の寄付がありましたので、寄付相当額を大相撲小豆島オリーブ場所実行委員会に補助するものでございます。説明欄2と、3につきましては、軟式野球連盟とオリーブ杯小豆島バレーボール大会への寄付がそれぞれ1件ありましたので、同額を町体育協会及び実行委員会へ補助金として交付するものでございます。以上、歳出予算の補正総額は5億7,564万5千円となっております。これで一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 10ページの企画費のところ、旧図書館の修繕ということだったんですけど、具体的な中身を教えていただきたいのと、その下の委託料、コミュニティーアート推進委託料とひしおの郷周辺施設等整備工事、これも場所とか具体的な中身をもう少し詳しくお願いします。

○議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（久利佳秀君） まず、旧醤油組合の修繕でございますけれども、2階にエアコンを設置いたします。それから、2階の床がPタイルが剥がれておりますので、その修繕をいたします。それから、1階入り口のドア、それから

1階にありますトイレが使い勝手が悪いということで、そこの修繕を考えております。その修繕料で227万7千円を計上させていただいております。

次に、委託料300万円のコミュニティーアート推進委託料ですけれども、これは先ほど言いました旧醤油組合、旧図書館を活用しまして地域の方と今回スタジオLというところが事業を実施するんですけれども、地域で地域の企業等で廃材等を使わないものを活用して、それで地域の方と一緒に作品をつくっていかうというワークショップをする予定にしております。

それから、工事費のひしおの郷周辺施設整備工事でございますけれども、これにつきましてはトイレの新設と駐車場の整備をあわせて考えております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 最後の説明ですけど、トイレと駐車場の場所を教えてください。

○議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（久利佳秀君） 場所につきましては、馬木のヤマサン醤油の近辺で整備したいということで、今場所を所有者と協議しておりますので、まだ確定はしておりませんので、ちょっとしばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 5番藤本議員。

○5番（藤本傳夫君） 12ページの商工費のところの新技术・地域自然開発補助金300万円いうの、具体的にどういうふうな事業ですか、オリーブ木材言われましたけど。

○議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（坂東民哉君） 新技術・地域自然開発補助事業補助金につきましては、補助先が株式会社アライオリーブになります。事業の内容といたしましては、剪定オリーブ木材を利用した高品質の白炭の生産事業ということになります。細かい内容につきましては概略ですが、小豆島特産のオリーブの毎年発生する剪定廃材を利用した高品質の白炭の生産を行います。これまでの白炭としては、そのかたい木質からウバメガシが通常利用されておりますけれども、オリーブの木質も極めてかたいということから、白炭として出すことで備長炭等の代替品として商品価値があると思われれます。さらに、オリーブのもつ健康的なイメージから、燃料以外の浄水、脱臭商品として商品価値があるということで事業採択を受けております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 3番大川議員。

○3番（大川新也君） 債務負担行為の補正のオシコミ船新造事業の補助金、これをもう少し詳しく、文化財の補助金のほうの関係だと思うんですけど、これ100万円の限度がある、このことじゃないんですか、文化財の補助金。そのあたりが、何で五百何万円、確かに文化財に指定されてますから、それへ補助金が必要かと、出ると思いますが、こういった船を新造するのにこんな補助金はして構わないのですか。ただ単に、文化財に指定されてるから構わんということで解釈したらええんですか、これは。そのあたりを。

○議長（秋長正幸君） 企画振興部長。

○企画振興部長（松本 篤君） 文化財補助関係の補助金でございますが、こちら

らについては当然必要と認める場合には増額できるという条項もございまして、今回 577 万 5 千円を補助させていただこうと思っております。特に、オシコミというのは非常に珍しいといえますか、もう一つしか残っておらないということで、当然船についてもなくてはならないものであるということで、基幹的な設備ということで補助金を支出したいというふうに考えておりますので、ご理解いただけたらと思っております。

○議長（秋長正幸君） 3 番大川議員。

○3 番（大川新也君） ですから、オシコミ自体が文化財に指定されてるから、該当するということで解釈したらいいんですか。ということは、一般に祭り、太鼓関係のことは内海のほうでは各自治会のほうで修繕とかそういうなことはやってるんで、今回この金額も大きいですし、そのあたりが文化財に指定しているからという解釈だけで構わんのですね。ということは、そのあたりが何か金額が大きいなと思いますけど。

○議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） 大川議員さんのおっしゃるように、もともとは当然文化財、町の指定の無形民俗文化財に登録されております。それでございまして、先ほど部長申しましたように、補助金の交付要綱に基づきまして、もともとおっしゃるように 100 万円限度でございまして、特に池田のほうの秋祭り、亀山八幡宮の中でも象徴的なものでございます。通常の太鼓とはちょっと質的なものでございまして、今回特別に、これももともとは見積もりは 1,100 万円ほど出ております。2 分の 1 という要綱は切っておりますので、570 万円を今回補助するようにいたしております。当然、残りの半分については地元のほうで間違

いなく処理していただけるということでございますので、なかなか 500 万円という金額も大きいんですけども、やっぱりこういうと失礼ですけど、ちっちゃな村で 500 万円のお金を工面していただけるという自治会の努力もありますので、今回こういうふうな措置をさせていただいております。

○議長（秋長正幸君） 11 番村上議員。

○11 番（村上久美君） 12 ページの 19 節のところですか。夫婦での就農に対する補助、これは具体的に内容についてこの事業をもう少し具体的に、金額が複数なのかどうなのかというのを含めてお聞きしたいというふうに思います。

それと、14 ページの住宅の管理費、節需用費ですが、これは 1 戸の改良になるのかどうなのか、どこの地域、団地の修繕に充てるのか、140 万円、そのことについて伺います。

それと、16 ページの芸術振興費の 13 委託料の 4 の節猪鹿垣等の 3 次元レーザー測量委託料 31 万円、これはどういう事業というか、内容になるのか、その詳しい内容について伺いたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

○農林水産課長（石山 豊君） 青年就農給付金の事業の詳しい説明ということでございますけれども、青年就農給付金につきましては、平成 24 年度から実施となりました。当初予算におきましては、夫 1 人分を計上させていただいておりましたけれども、夫婦で就農するというようなことから、その要件が満たされて今回の補正 75 万円、夫婦の場合であれば 1.5 人分の給付となりますので、全体で 225 万円となります。

それと、新規就農者に対する基本的な考え方でございますけれども、原則 45

歳未満の方で、なおかつ所得が 250 万円以下、そして 5 年間の給付が受けられることとなっております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 住宅の修繕費、どこの団地かという話だったと思います。こちらのほう、団地の修繕というか、退去者等のリフォームに使う費用の部分が主でございます。団地のほうの修繕につきましては、一応特にとという形ではないんですけれど、赤坂団地につきましてはようするに年度末に 1 カ所、もう残りの分を修繕しようかと思っておりますが、今回 140 万円補正させていただくのは、赤坂団地の退去者が 2 名、2 部屋出てきております。それと、蒲生団地が出てきております。それと石場団地、谷尻団地等の退去者の予定がございますもので、そういった部屋の修繕が主でございます。

○議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（久利佳秀君） 16 ページの委託料、猪鹿垣等 3 次元レーザー測量委託料 31 万 5 千円でございますけれども、これは 11 月 17、18 日に行います石の文化シンポジウムにおきまして、広島大学の佐竹教授に猪鹿垣のパネリストをお願いしております。その佐竹教授のほうからシンポジウムの発表の際に、吉田の猪鹿垣のデータが欲しいということで、今回、今同志社大学のほうが岩谷の磯丁場で海底調査しておるんですけれども、そこがそういった機器をもっておりまして、安価に測量ができるということでございますので、今回こういった予算を計上させていただきまして、図面に落としたいと思っております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 8 番安井議員。

○8番（安井信之君） 先ほどの14ページの修繕料なんですけど、出ていく人が多いというふうなことで、後のどういうふうな理由でというふうな部分も教えてもらいたいと思います。

それと、16ページの石彫のシンポジウムの助成金が大幅にちょっと減つとるような感じがしますが、この辺はどういうふうな事業が変わっていつているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 先ほどの住宅の退去者が多いという話なんですけど、今年度確かに通常より多い申し出があります。それで、退居理由につきましては、正直言います、蒲生団地につきましては高額所得の方が家賃が非常に高く算定するようになります。そういった形から、蒲生団地につきましては低所得者でない方がもう新たに家賃より安いところの住宅を見つけて出られる方が2名出てきておられます。それ以外の方につきましては、それぞれの個人的な理由であって、家賃等によるものではございません。職場が変わったとか、おばあさんを引き取ってくれるとかいう形で退去者が発生しておる状態で、家賃等に伴う部分ではございません。

○議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（久利佳秀君） 石彫シンポジウムの開催補助金の減額ですけれども、これは先ほども部長がご説明しましたが、今年度、石彫シンポジウムを実行委員会形式で開催しようということで、その実行委員会への開催補助金を当初1,450万円計上させていただいておりました。これを、石彫シンポジウムから町が直接実施する石の文化シンポジウム、昨年は石の歴史シンポジウムを開催しま

したけれども、同じようなやり方で石の文化シンポジウムを今年度やるという形に事業を変えさせていただきましたのものですから、1,450万円につきましては、もうこれ全額を落とさせていただいております。それに対しまして、石の文化シンポジウム、先ほども言いましたけれども、11月17、18日に実施したいと考えておりますけれども、これにつきましては総額で734万円を今回補正で追加させていただいております。それとあわせて、先ほどの説明と重なりますけれども、三都半島での芸術祭の準備経費ということで、750万円を計上させていただいておりますので、補正額としたら34万円の増という形になっております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

○8番（安井信之君） そうすると、16ページの部分は、もともと町がやればこれだけで済む話になってくるのかなあというふうな分を思いますし、14ページの方に関しては、部屋が気に入らんわというふうな分はないということで考えとったらいいのですね。

○議長（秋長正幸君） 企画振興部長。

○企画振興部長（松本 篤君） 私の説明不足だったと思いますが、石彫シンポジウムを取りやめて石の文化シンポジウムに変えたということをご理解いただきたいと思います。ですから、石彫シンポジウム分を全部取りやめましたので、石彫シンポジウムといいますと、要するに石の彫刻をその場でつくっていただくということで、作品制作費とか、それとか作家の滞在費、そういったものをある程度計上しておりましたが、今回は2日間の石の文化シンポジウムとしたため、大幅な減額になったものでありまして、委託するからいうて、実行したから安く

なったいうんではないです。全く中身が変わったということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 議案第60号の平成24年度小豆島町一般会計補正予算には反対をいたします。

理由は、先ほども述べました小豆新病院建設の事業債が含まれているということです。以上です。

○議長（秋長正幸君） 5番藤本傳夫議員。

○5番（藤本傳夫君） 私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

議案第60号の場合、現在小豆医療組合で進めている新病院の建設については、国からの交付金、組合で借り入れるほか、土庄、小豆島町2町でも多額の負担金を支出しなければなりません。その負担金の財源として、できるだけ有利な地方債である過疎対策事業債を活用するものでありまして、私は議案第60号に賛成するものであります。

○議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第 60 号は原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第 60 号は原案どおり可決されました。

ちょうど昼休みに入りますが、このまま議事を進行させていただきます。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第 13、議案第 61 号平成 24 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第 61 号平成 24 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 37 ページをお開き願います。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正で既定の額に歳入歳出それぞれ 44 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 3,625 万 2 千円とするものでございます。

続いて、その内容につきまして、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の 21 ページをお開き願います。

歳入の補正になります。

10 款繰越金、1 項 2 目 1 節その他繰越金になりますが、歳出の補正に係る財源として 44 万 1 千円を追加して、歳入合計を 22 億 3,625 万 2 千円とするものでございます。

次に、歳出の補正になります。

1 枚めくっていただきまして、説明書の 23 ページをお願いいたします。

8 款保健事業費、2 項 1 目保健対策費、13 節委託料ですが、38 万 2 千円を追加するものでございます。これは、ジェネリック医薬品を使用した場合の医療費を被保険者にお知らせすることで、ジェネリック医薬品の使用を促進し、医療費の削減を図ろうとするもので、国保連合会に委託して行うものでございます。なお、ジェネリック医薬品とは、最初につくられた薬の特許が切れてからつくられた薬ということで、金額的には従来のものよりも低価格になっております。

次に、11 款諸支出金、1 項 3 目償還金、23 節償還金利子及び割引料ですが、5 万 9 千円を追加するものでございます。これは、平成 23 年度に概算交付を受け、超過交付となった出産育児一時金補助金 1 万円と高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 4 万 9,888 円を 24 年度で返還するもので、合わせて 44 万 1 千円を追加し、歳出合計を 22 億 3,625 万 2 千円とするものでございます。以上、大変簡単ですが、議案第 61 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 61 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 61 号は原案どおり決定されました。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第 14、議案第 62 号平成 24 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（松尾俊男君） 上程議案集の 39 ページをお開き願います。

議案第 62 号平成 24 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正で既定の額に歳入歳出それぞれ 398 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 9,978 万円とするものがございます。

続いて、その内容につきまして、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の 29 ページをお願いいたします。29 ページになります。

まず、歳入の補正になります。

4 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、2 節過年度分ですが、358

万7千円を追加するものでございます。これは、平成23年度の介護給付費に対する支払基金交付金が実績に対して不足したため、今年度において追加交付を受けるものでございます。

次に、8款1項1目1節繰越金ですが、歳出の返還金の補正に係る財源として必要な額に不足する額39万4千円について、前年度の繰越金を充当し、歳入合計で16億9,978万円とするものでございます。

次に、歳出の補正になります。

1枚めくっていただいて、31ページをお願いいたします。

5款諸支出金、1項2目償還金、23節償還金利子及び割引料ですが、398万1千円を追加するものでございます。これは、平成23年度の介護給付費、地域支援事業費に対して、国を初め県、支払基金などへ超過交付相当額を返還するもので、歳出合計を16億9,978万円とするものでございます。以上、簡単ですが、議案第62号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第62号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 62 号は原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第 15 発議第 2 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書提出について

○議長（秋長正幸君） 日程第 15、発議第 2 号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。5 番藤本傳夫議員。

○5 番（藤本傳夫君） 発議第 2 号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書提出について。上記の案件を会議規則第 13 条第 3 項の規定により別紙のとおり提出します。平成 24 年 9 月 19 日提出。小豆島町議会議長秋長正幸殿。提出者、小豆島町議会議員藤本傳夫。賛成者、同渡辺慧。同中村勝利。

地球温暖化対策に関する地方財源の確保・充実する仕組みの構築を求める意見書。地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は我が国のみならず、地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。また、我が国は京都議定書において、第 1 約束期間である平成 20 年から平成 24 年までの間に温室効果ガスを 6 %削減することが国際的に義務づけられているが、そのうち 3.8%を森林吸収量により確保するとしている。このような中、地球温暖化対策のための税が平成 24 年 10 月に導入される一方、



森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、平成24年度税制改正大綱において、平成25年度実施に向けた請願をするべく、さらに検討を進めるとされている。もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備、保全などの森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを山村地域の市町村が主体的、総合的に実施することが不可欠である。しかしながら、これらの市町村では木材価格の暴落、低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的、安定的な財源が大幅に不足している。よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記。二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備、保全などを推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与する地方財源を確保、充実する仕組みを早急に構築すること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成24年9月19日。香川県小豆郡小豆島町議会。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番森議員。

○6番（森 崇君） 非常に大切な意見書だというふうに思います。最近、僕らも山に入らないということがございます。ついこの間ですか、山は海の恋人とかいうて、ですからこれは非常に必要なことなんですけど、一地域だけじゃどうしようもないというふうに思います。だけど、具体的に一体どういうことを考えておられるのかということだけをお伺いしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 5番藤本議員。

○5番（藤本傳夫君） 一応、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理保全、木材、木質バイオマス利用の推進、国事参加の森林づくり、吸収量の報告、検証体制の強化ということですが、実質的にこれらの森林、林業対策というものは香川県で行っておりますのが、治山事業、県行造林事業、緑のダム整備事業、森林荒廃地緊急整備事業、林道事業、それから造林補助事業、緑の整備事業等々でございます。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第2号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第 16 議員派遣の申し出について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第 16、議員派遣の申し出についてを議題とします。

今期定例会閉会中に議員の派遣の申出書が提出されています。詳細については印刷配付のとおりであります。議員派遣については、会議規則第 119 条の規定により議会の議決を経ることになっています。

お諮りします。

お手元に配付しております申出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、申出書のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

日程第 17 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 18 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第 17 及び日程第 18、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第 17 及び日程第 18 を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第 74 条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出書のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で今期定例会の全日程を終了しましたので会議を閉じます。

これをもちまして平成 24 年第 3 回小豆島町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 0 時 14 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員